



更新研修 モジュール 06

# 商標規格-要求事項



# 入門

# 本規格の適用範囲 (第1章)

この規格は、**PEFC 商標** (PEFC の文字、ロゴ及びPEFC  
の イニシャル) の使用者に関する要求事項を扱う

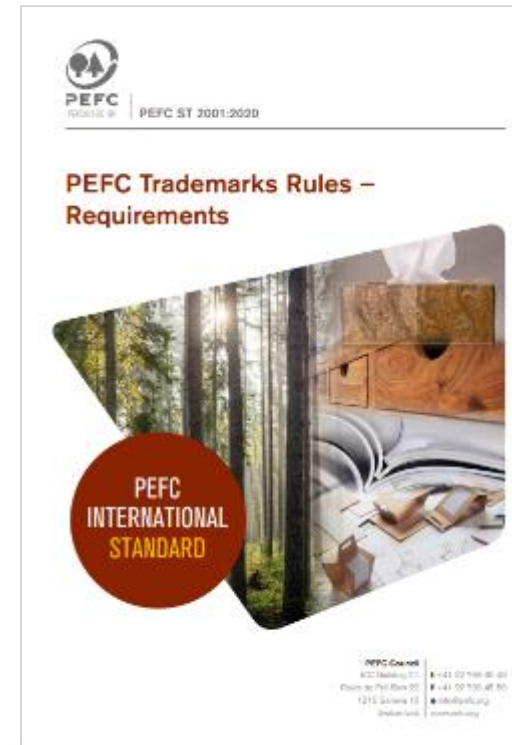


**PEFC 商標規格**に名称変更

# 本規格の対象範囲 (第1章)

PEFC ST 2001, 商標規則 - 要求事項 が定義すること:

- PEFC商標の所有権;
- PEFC商標の適用範囲;
- PEFC商標使用 の要求事項;
- PEFC商標の技術的な要求事項;
- PEFCラベルの図形上の要求事項.



# PEFC商標の所有権（第4章）

- PEFC 本部が 2 つの商標を所有:

- **イニシャルマーク**



**PEFC**

- **図形マークとイニシャル**



- これらの商標は世界的に商標登録されている
- これらは R や TM シンボルなしで使用されなければならない
- 使用するためには、組織はライセンスを取得しなければならない



# 商標使用に関する 要求事項

## 第6章

# PEFC商標使用の全般的な要求事項

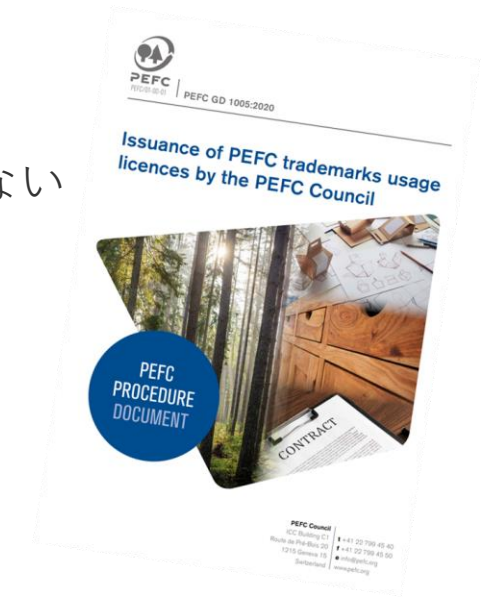
- PEFC商標使用ライセンスを取得していること、
- (もしくは一度限りの使用許可の取得), **ただし報道記事及び科学記事は除く**
- PEFC商標を他の商標とは離すこと
- PEFC商標は、それが何について言及されているのかが明らかでない場合は他の主張、メッセージやラベルなどに隣接して使用できない
- PEFCラベルジェネレーターの使用は必須
- 法律を順守していること



# PEFC商標使用 要求事項 – 商標使用 ライセンス

## ライセンス

- ライセンスは、**PEFC**商標使用契約書への署名によって取得できる
- 森林管理または**CoC**の商標使用者は認証を取得していなければならない
- **CoC**認証取得者
  - ライセンスの取得は必須である
  - 商標使用契約書に署名する
  - 商標の使用については必須ではない
- 複数のサイトがありそれらが単一の法的組織の一部である場合、ライセンスは複数サイトをカバーすることができる
- **PEFC** ラベルジェネレーターの使用は必須である





# ラベルジェネレーター

- 新しいラベルジェネレーター

The image shows a screenshot of the PEFC Label Generator website. The background is a vibrant green. In the top left corner, there is the PEFC logo (a stylized tree and leaf) and the text 'PEFC PEFC/01-00-01'. To the right of the logo are navigation links: 'F.A.Q', 'DOCUMENTATION', and 'CONTACT'. Further right, there is a link 'Don't have an account?' and a white button labeled 'Login'. The main heading is 'PEFC Label Generator' in large white font. Below it, a white text block reads: 'Welcome to the PEFC Label Generator! If you don't yet have access to your account, simply click on the button below to get started.' Below this text is a white button labeled 'Register'. On the right side, there is an illustration of a person in a yellow shirt and blue pants standing next to a large computer monitor. The monitor displays a web interface with a PEFC label. A potted plant is also visible next to the person. At the bottom of the page, there is a white bar with the text 'Get started!' in green, flanked by horizontal lines.

# ラベルジェネレーター

新しいラベルジェネレーターへのアクセス権はいつ付与されるか？

## • CoC認証企業

- 企業がCoC規格2020年版に基づいて認証を取得した時
- そして、改訂商標使用契約書に署名したか、あるいはPEFCイニシャルもカバーする現行契約書の修正に同意した時
- 原則として、ライセンス番号は変更されない

## • 認証機関

- 改訂された商標使用契約書に署名したか、あるいはPEFCイニシャルもカバーする現行契約書の修正に同意した時
- 原則として、ライセンス番号は変更されない



# ラベルジェネレーター

## 契約書締結の有無を点検する方法と時期は？

1. 認証主体は当てはまる場所に準じてマネジメント手順を適応させる
2. 認証機関は2020年版 PEFC CoC規格と商標規格に照らして審査する
3. 認証機関は企業が2020年版の本規格の審査にパスしたことを関係NGBに知らせる
4. 認証主体による新しい商標使用契約書への署名、又は、修正の容認のために、NGBは認証主体と連絡を取らなければならない。（遅くとも認証取得から1週間以内に）。その方法は、
  - a) **新しいラベルジェネレーターへの登録を申請する、または**
  - b) NGBにEメールを送る
5. NGBは署名から1週間以内に新しい契約書に署名があったことを認証機関に伝える
6. 認証機関はこれについて追跡する

# PEFC 商標の適用範囲 (第5章)

## 製品上

- a) 有形製品に直接使用
- b) メディアまたはマーケティング資料における間接使用
- c) 生産過程において使用される原材料への直接または間接使用

## 製品外

- 製品上使用以外のあらゆる使用

- 製品上(オンプロダクト) タイプ A

- 有形製品への直接使用

# 製品上: 有形製品への直接使用



# 製品上: 有形製品への直接使用



# 製品上: 有形製品への直接使用





# 製品上: 有形製品への直接使用



# 製品上: 有形製品への直接使用



# 製品上: 有形製品への直接使用



## 製品上タイプB

メディアまたは  
マーケティング資料への間接使用

# 製品上: メディアまたはマーケティング資料への間接使用



- カタログは認証されている必要はない
- この使用に関する責任は、カタログを印刷する印刷会社ではなく、認証製品をプロモートする企業にある。（ただし両者が同じ企業でない限り）

# タイプAとタイプBの違い

直接使用 は認証雑誌を指す

間接使用 はカタログの中の認証製品を指す



## 製品上 タイプ C

生産過程において使用された  
原材料への  
直接または間接使用

# 製品上: 生産工程において使用された 原材料への直接または間接使用

このウイスキーはPEFC認証樽の中で熟成された

ウイスキー製造者は、樽がPEFC認証であることを確認するCoC認証を取得していること



この使用はPEFC本部により許可されなければならない

ビンの上の商標メッセージは、商標が何について言及しているのかを明確にし  
なければならない



# PEFC 商標使用 に関する要求事項 – 商標使用者

PEFC 商標使用者	製品上	製品外
Group A: 各国認証管理団体 (NGB)	✗	✓
Group B: 森林管理認証を受けた者	✗	✓
Group C: CoC認証を受けた主体	✓	✓
Group D: その他の使用者	✗*	✓

- 森林管理認証書については、製品上使用ができない

# 小売&ブランドオーナー – 同じグループD

- 事例紹介: LindtはPEFC CoC認証パッケージング会社からパッケージを調達している。この場合LindtはエンドユーザーとみなされグループDの要求事項に基づいて商標を使用することができる。しかし、パッケージング会社はPEFC CoC認証を受けている必要がある。



LINDT & SPRÜNGLI



# 技術的な要求事項

## 第7章

# PEFC 商標の技術的な要求事項

- 商標が指している製品は明確でなければならない
  - 明確にすることが必要な場合は、製品に関するラベルによるメッセージまたは製品名を使用する



- 認証率の決定は、該当製品の完成品を考慮しなければならない





# 技術的な要求事項

製品上使用

# PEFC 商標 技術的な要求事項

## 製品上使用-2つのラベル



PEFC認証ラベル



PEFCリサイクルラベル

# PEFC 商標 技術的な要求事項

## 製品上

### •PEFC認証 ラベル- 要求事項



- 含まれる認証原材料が最低でも70%
- 含まれるリサイクル材は最大99.9%

# PEFC 商標 技術的な要求事項

## 製品上

### PEFC認証 ラベル – ラベルメッセージの要求事項

- リサイクル原材料が含まれていない場合

(訳：この製品は持続可能に管理された森林からの原材料、および管理材が使用されています)



- PEFC認証林からの原材料のみの場合

(訳：この製品は持続可能に管理された森林からの原材料が使用されています)





# PEFC 商標 技術的な要求事項

## 製品上

### PEFC リサイクル ラベル - 要求事項



- リサイクル材が100%の場合  
(PEFCのリサイクル原材料の定義による)

# PEFC 商標 技術的な要求事項

## 製品上

### •PEFC 製品上ラベル - 要求事項

- ラベルが示している製品は明らかに確認可能でなければならない
  - ラベルメッセージの中の、**[この製品]** は認証製品名または含まれている認証原材料名に置き換えることができる



(訳：このテーブルは持続可能に管理された森林からの原材料、および管理材が使用されています)

# PEFC 商標 技術的な要求事項

## PEFCイニシャルの製品上使用 - 要求事項

- PEFC認証 ラベルと同じ 要求事項 (例：最低でも認証率が70%)
- 製品上にロゴがない場合は、組織の商標ライセンス番号を併用すること
- 何についてのPEFCイニシャル使用なのかを明らかにすること



# 技術的な要求事項

製品外使用

# PEFC 商標 - 技術的な 要求事項

## 製品外

- 非売品への使用は、次の場合であれば可能である:

- 明確、かつ
- ラベルメッセージが含まれていること

- イニシャルへの要求事項と同様

- 代替の宣伝用ラベルメッセージはPEFC規格の付属書 1 に列挙されている



# DIY



# イベント





# 図形上の要求事項

(第8章)



# PEFC 商標 – 図形上の要求事項

## 要素



1. PEFC ロゴ
2. PEFC ライセンス番号
  - これは商標使用者の確認が目的.
3. ラベル名
4. ラベルメッセージ
5. ウェブサイト
6. 枠

商標はRやTMを伴って使用してはならない。

# PEFC 商標 – 図形上の要求事項

## 色



# PEFC 商標 – 図形上の要求事項

向き、寸法、最小サイズ

横型



巾 27mm

縦型



巾 15mm



巾 11mm ←

PEFCラベルの楕横の比率は変更してはならない

# PEFC 商標 – 図形上の要求事項

## 配置

ラベルがすっきりと簡単に認識できるようにするための、周辺の最小スペース



# PEFC 商標-図形上のオプション使用

## オプション要素

	PEFC 認証ラベル	PEFC リサイクルラベル	PEFC 製品外ラベル
PEFC ロゴ	不可	不可	不可
ラベル名	可	不可	適用なし
ラベルメッセージ	可*	可*	可*
PEFC ウェブサイト	可	可	可
枠	可	可	可

# PEFC認証ラベルのオプション使用

新しいオプション要素



製品上使用で、もしメッセージがない場合にはラベルは製品名を入れてもよい。

# PEFC リサイクルラベルの オプション使用

新しいオプション要素



← PEFCリサイクル  
パッケージング

製品上PEFCリサイクルラベル使用で、もしメッセージがない場合にはラベルに製品名を入れてもよい。ラベル名は省略できない。

# 促進ラベルのオプション使用

## 新しいオプション要素



製品外使用で、ラベルが表示の状況から、PEFCが何を表すかが明らかな場合はラベルメッセージは省略されてもよい。



# ライセンス番号の省略

- PEFC認可団体からの書面による許可が必要
- ライセンス番号が、：
  - 読めなくなる場合
  - 製品上に付けることが不可能な場合
- 条件
  - ライセンス番号の入ったPEFC商標が製品の他の場所についていること, もしくは
  - ライセンス番号が他の代替手段により明らかに確認可能であること

# PEFC 商標 – 図形上のオプション

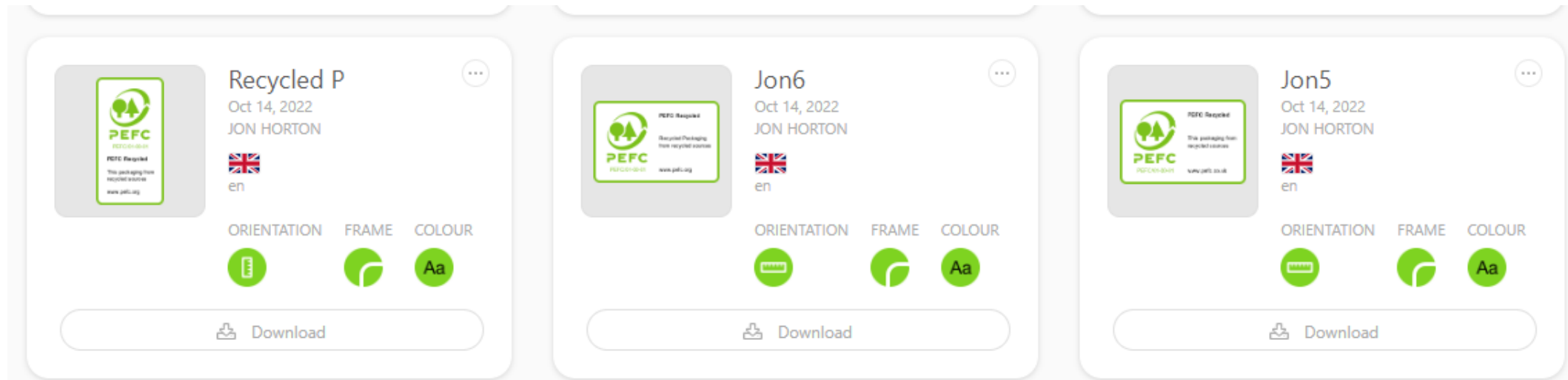
## デザイン上のオプション

通常のデザインでの使用がデザイン上できない場合、新しいオプションデザインを使うことができるが、**PEFC認可団体**による事前の許可が必要：



# PEFCグラフィックの例外的な使用

## - ラベルジェネレーター



### Exceptional usage of the PEFC label

Request approval for exceptional usage of the PEFC label for this product. Exceptional usage covers any use of the PEFC label in a non-standard way, such as creating the label in a different colour, placing it on a non-solid background and removing the licence number.

Request approval



# PEFC商標 規格外使用

# 色違いやその他の修正

- PEFC本部からの書面による許可が必要





# ライセンス番号の省略



# 商標の規格外使用方法として認められている例





# 商標の規格外使用方法として認められている例





# 正しいPEFC商標

- すべての商標に“TM”シンボルがついていない
- ウェブサイトやプレゼンテーションなどで使用されるものを含む



# 改訂：議論のための質問

- 認証家具会社の現地監査で、最終製品（椅子）に以下の商標があることに気づいた。これは正しいか？



## 改訂：議論のための質問

- ある会社が申請した審査で、その会社が**PEFC ST 2001:2008**の規格に基づく商標使用契約を結んでいることに気づいた。
- 貴方は顧客企業に何を伝えるか？

## 改訂：議論のための質問

- ある有名ファッションブランドが、包装袋に**PEFC**商標を使用しているが、そのブランドは**PEFC CoC**認証を受けていないことを強調する匿名の苦情が**PEFC**に送られた。

企業や**NGB**はこの苦情にどう対応すべきか？



ご質問、コメント、  
フィードバック